

役員報酬規程

社会福祉法人 葵会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人葵会（以下「法人」という。）定款8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬（実費弁償費含む）
理事会出席報酬等	10,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬（実費弁償費含む）
評議員会出席報酬等	5,000円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

名 称	旅 費
旅 費	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

平成29年4月1日より施行する。

別表1

名 称	報 酬 (実費弁償費含む)
理事長業務報酬等 (日額)	25,000 円
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	20,000 円
監事監査指導報酬等 (日額)	20,000 円